

今年から

来年1月から

税務調査も記帳制度も変わります

国は、消費税増税に合わせ法律を変えて、税務署の権限と記帳制度を強化しました。民商で権利と記帳を身につけ、力を合わせてしっかり対策。商売を頑張ってください。

そうか!



その1 予告なしはダメ! 「事前通知」が原則

ルール
守らせ
よう!

税務署は、税務調査の前に「事前通知」(右図)を行うのが原則になりました。

手続きの透明性をたかめ、納税者にちゃんと説明するのが目的です。

これを税務署に守らせることが大切です。

事前通知 チェック表

- ①日時 ちゃんと通知されたか を
- ②場所
- ③調査の目的
- ④調査される税目
- ⑤調査の対象期間
- ⑥調査の対象物件
- ⑦納税者の氏名・住所
- ⑧職員の氏名・所属部署
- ⑨日時・場所を変更する場合
- ⑩他に疑いが出た事項は、改めて通知しなくても調査できる説明

1つでも
抜けると
手続き違反
です!

その2 税務署の権限強化

帳簿書類

提示・提出が義務化(罰則付き)になりました。

資料の「持ち帰り」

コピーを強要し、返還しない方針です。

修正申告

強要する恐れがあります。

税務署の権限強化をきっかけに、人権無視の調査が正当化される危険があります。

法の
悪用許さ
ない!

税務調査は、強制捜査と違い、あくまで任意調査です。納税者の「理解と協力」を得る必要があります。

その3 全業者に “記帳義務化” !?

来年1月より、全事業者が記帳・帳簿保存をしなければならないことに。でも、罰則や不利益はなく義務ではありません。簡易な記帳でも十分に対応可能です。

しかし、税務署は「こんな記帳ではダメ」とおどして調査を厳しくする狙いです。



自主記帳が
基本です

民商の

3つの記帳メニュー

- ①「記帳ノート」が便利です
- ②集計らくらく「エクセル会計」
※入力が簡単で、電卓感覚なのに、自動で集計される優れモノ。無料で配布します。
- ③複式簿記にチャレンジを!

記帳は本来、強制されるものではなく、商売を発展させるために大切なことです。

民商で、自分にあった記帳を身につけましょう。

民商で
しっかり対策

「おたずね」「呼び出し」
文書にもご注意を!

「納税者の権利」守って60年! 営業とくらしのなんでも相談

 0120-22-0000

詳しくはwebで [民商おおさか](#)

[ウェブ検索](#)

(午前10時から受付)

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円